

第10話 作・絵 ジョーよしま

敬老感動の日ブ〜!!



◎時間 8時30分〜17時
※土・日曜日、祝日を除く

No.	内容	場所
1	9/1(木)〜7(水)	吾平振興会館
2	9/8(木)〜14(水)	串良公民館
3	9/15(木)〜23(金)	輝北総合支所
4	9/26(月)〜30(金)	市役所本庁 市民ホール

◎日程等

◎内容 国の隔離政策等により、怖い病気という誤った考えが定着し、様々な偏見・差別や人権侵害を生んだハンセン病問題について正しく理解するためのパネル展

ハンセン病問題を正しく理解するためのパネル展



◎参加料 無料
◎賞品 先着200人に参加賞をプレゼント
◎参加方法 ①市保健相談センターでスタンプ台紙を入手 ②スタンプ台紙に記載の健康づくり事業に参加し、スタンプを3個収集

◎期間 9月1日(木)〜30日(金)
◎市保健相談センター 0994-41-2110

◎内容 9月の「市民健康づくり月間」に併せて市が実施する健康づくり事業に参加し、スタンプを集めるスタンプラリー

◎市保健相談センター 0994-41-2110

※いずれの会場も初日は12時〜17時、最終日は8時30分〜13時

◎内容 平成28年熊本地震の支援を目的としたチャリティ映画

夜の映画館inかのやばら園

◎内容 平成28年熊本地震の支援を目的としたチャリティ映画

◎内容 9月の「市民健康づくり月間」に併せて市が実施する健康づくり事業に参加し、スタンプを集めるスタンプラリー

◎市保健相談センター 0994-41-2110

◎内容 9月の「市民健康づくり月間」に併せて市が実施する健康づくり事業に参加し、スタンプを集めるスタンプラリー

◎内容 9月の「市民健康づくり月間」に併せて市が実施する健康づくり事業に参加し、スタンプを集めるスタンプラリー

第28回鹿屋地区「健康ハート市民セミナー」

◎内容 医療に関する医師の講演、大隅肝属地区消防組合による応急手当実技指導

◎内容 9月の「市民健康づくり月間」に併せて市が実施する健康づくり事業に参加し、スタンプを集めるスタンプラリー

◎市保健相談センター 0994-41-2110

◎内容 9月の「市民健康づくり月間」に併せて市が実施する健康づくり事業に参加し、スタンプを集めるスタンプラリー

◎市保健相談センター 0994-41-2110

◎市保健相談センター 0994-41-2110

◎市保健相談センター 0994-41-2110

◎市保健相談センター 0994-41-2110

◎市保健相談センター 0994-41-2110

◎市保健相談センター 0994-41-2110

農地中間管理事業を「利用ください」 農地中間管理事業は、県が運営する農地中間管理機構を通じて、農地の貸し借りが行える制度です。農地を貸す相手が公的機関になりますので、安心して貸し出しすることができます。また、この事業により農地の貸し借りが行われた時には、一定の要件を満たすと機構集積協力金を受け取ることができます。農地を貸したい人、借りたい人は農林水産課又は各総合支所産業建設課にご相談ください。

農地中間管理事業を「利用ください」



市道東原線の一部が片側交互通行になります。農地中間管理事業は、県が運営する農地中間管理機構を通じて、農地の貸し借りが行える制度です。農地を貸す相手が公的機関になりますので、安心して貸し出しすることができます。また、この事業により農地の貸し借りが行われた時には、一定の要件を満たすと機構集積協力金を受け取ることができます。農地を貸したい人、借りたい人は農林水産課又は各総合支所産業建設課にご相談ください。

◎時間 9時30分〜11時30分 13時〜15時
◎市保健相談センターのみ9時〜13時
◎その他 当日会場へ行けない人を対象とした訪問による健康相談も実施

9月の一般健康相談

期日	場所
9/13(火)	串良ふれあいセンター
9/20(火)	市保健相談センター
9/21(水)	輝北ふれあいセンター
9/28(水)	吾平保健センター

◎内容 栄養、運動、休養、歯科に関する相談、血圧測定、尿検査 など
◎相談日 9月13日(火) 9月20日(火) 9月21日(水) 9月28日(水)
※市保健相談センターは、同日に「こころの健康相談」を実施

◎内容 9月の「市民健康づくり月間」に併せて市が実施する健康づくり事業に参加し、スタンプを集めるスタンプラリー

屋外広告物はルールを守って設置しましょう

国土交通省では、9月1日(木)〜10日(土)を「屋外広告物適正化旬間」と定めています。壁面広告や立看板・のぼり旗・はり札・はり紙などを屋外に設置することは条例で規制されており、許可が必要です。市内の全域が「制限地域」や「禁止地域」となっていますのでご注意ください。

◎内容 9月の「市民健康づくり月間」に併せて市が実施する健康づくり事業に参加し、スタンプを集めるスタンプラリー

◎内容 9月の「市民健康づくり月間」に併せて市が実施する健康づくり事業に参加し、スタンプを集めるスタンプラリー

9月は「健康増進普及月間」・「市民健康づくり月間」です

厚生労働省では、「1に運動、2に食事、しっかりと禁煙、最後にクスリ」をスローガンに、9月を「健康増進普及月間」として定めています。また、本年度から市健康づくり条例において、9月を「市民健康づくり月間」と定めました。

◎内容 9月の「市民健康づくり月間」に併せて市が実施する健康づくり事業に参加し、スタンプを集めるスタンプラリー



償却資産の実態調査にご協力ください

地方税法の規定により、毎年「償却資産」の実態調査を実施しています。調査の際、資料提出のお願いや実地での調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

◎内容 9月の「市民健康づくり月間」に併せて市が実施する健康づくり事業に参加し、スタンプを集めるスタンプラリー

◎市保健相談センター 0994-41-2110

◎市保健相談センター 0994-41-2110

◎市保健相談センター 0994-41-2110

◎市保健相談センター 0994-41-2110